

(4) 介護サービス評価についての取組み

「介護保険サービス選択のための評価の在り方に関する検討会」においては、本年度は、訪問介護と訪問看護について、利用者自身やその家族が事業者を選択する際に活用できる「チェックリスト」を作成する方向で議論が進められており、別添の骨格案及び作成イメージ(第2回検討会の資料3、4)をもとに、現在「チェックリスト」の原案を作成中である(第3回検討会(2月下旬目途)において、原案をもとに議論する予定)。

このチェックリストは、利用者や介護支援専門員、各種団体等に一律にその使用を求めたり、地方自治体等における独自の取組を妨げたりするものではないが、これを活用することにより、利用者による選択に資することとなるほか、サービス事業者において、チェック項目に対応した情報を利用者等に提供することなどにより、利用者への情報開示・提供が促進されることとなるのではないかと考えている。

なお、チェックリストは、完成次第情報提供させて頂く予定であるので、ご承知おき願いたい。

第2回 介護保険サービス選択のための 評価の在り方に関する検討会

日時：平成12年12月18日（月）10:00～
場所：厚生省7階 特別第一会議室

議事次第

1. 開会
2. 国民生活センター「介護契約にかかる相談の実態」
について
3. 介護保険サービス選択に際し利用者が活用する
チェックリスト（骨子案）等について
4. 意見交換
5. 閉会

チェックリストの構成について

—第1回検討会の議論等から—

- 主として利用者自身、或いはその家族が事業者に対して質問するなどの形で活用するためのチェックリストという観点からは、チェック項目を細かく、数多く作るのではなく、なるべく少な目としてはどうか。
- 訪問介護又は訪問看護の中で行われる入浴や排せつの介助、健康チェックなど、個別具体的なサービス行為ごとにチェック項目を設定するよりも、訪問介護又は訪問看護として行われるサービスにある程度共通するような、例えば「サービスの手順や内容に関する情報提供の有無」など、なるべく簡単なものとしてはどうか。
- 利用者の選択の観点から、苦情の内容などに照らして考えると、チェック項目は、大きく分けて概ね以下のような分野に関するものでよいのではないか。
 - ・契約手続き
 - ・サービス利用手続き
 - ・サービス体制
 - ・サービス内容
- チェックリストの質問の立て方として、実際に活用する利用者に分かりやすくする工夫が必要。

介護保険サービス選択に際し利用者が活用するチェックリスト（骨子案）

<訪問介護・訪問看護>

(1) 契約手続

- 契約期間、契約の更新方法
- 契約終了の手続、解約料

(2) サービス利用手続

- 訪問日・訪問時間の選択の幅
- 休日・時間外の対応
- ケアプラン外で緊急にサービスが必要になった場合の対応
- 利用料・交通費など
- 利用者側の希望による訪問介護員・訪問看護婦等、訪問時間、サービス内容の変更
- 事業者側の都合による訪問介護員・訪問看護婦等、訪問時間の変更の際の事前連絡

(3) サービス体制

- 訪問介護員・訪問看護婦等の数、性別、資格、経験年数、研修・教育、現在の利用者数
- 主治医・医療機関・他サービス・ボランティア等との連携体制

- 事故発生時のための損害賠償保険の加入の有無
- 苦情担当者の氏名など対応の体制
- 衛生管理・感染症対策

(4) サービス内容

- 利用者・家族との間での、ケアに関する意見交換・助言指導
- サービス手順、サービス内容に関する情報提供
- 利用者的心身の状況や生活環境等に応じたサービス内容となつてゐるかどうかに関する事項

チェックリストの作成イメージ（案）

<例>

○ 休日・時間外の対応



○ 休日や深夜・早朝でも訪問してくれますか。

(説明)

- ・ 訪問が必要な日時に、いつでも対応してくれそうですか。自分のところでは対応できないときでも、よそを紹介してくれましたか。

・
・
・

<例>

○ 利用者・家族との間での、ケアに関する意見交換・助言指導



○ 訪問介護・看護計画の内容や具体的なケア方法等に関し、あなたやあなたの家族との意見交換をしてくれたり、家族によるケア方法に関し助言をしてくれますか。

(説明)

- ・ 介護の仕方に疑問を感じたとき、違うやり方に変えてほしいときなどに、きちんとあなたやご家族の意見を聞いてくれそうですか。
- ・ ご家族が介護のやり方が分からず困っているときなどに、気軽に相談に応じてくれたり、アドバイスをしてくれたりしそうですか。

・
・
・